



新潟県公報

平成30(2018)年
6月8日(金)
第2993号

目次

告 示

○予定保安林	495
○生活保護法による指定介護機関の名称等の変更	498
○生活保護法による指定介護機関の事業の廃止	499
○県営土地改良事業計画の決定	500
○県営土地改良事業計画変更の決定	500
○道路の区域の変更	501
○道路の供用開始	501

公 告

○特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請	502
○平成30(2018)年度新潟県立衛生福祉大学校入学試験の実施	502
○平成30(2018)年度新潟県南高等看護専門学院入学試験の実施	508
○土地改良区役員の退就任	511
○建設業者の監督処分	512
○都市計画の変更の案の縦覧等	512
○都市計画決定図書の写しの縦覧	513

公安委員会

○新潟県暴力追放運動推進センターの指定に係る変更	513
--------------------------	-----

正 誤

○第2989号中	513
----------	-----

告 示

新潟県告示第312号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成30(2018)年6月8日

新潟県知事 福 田 富 一

I

- 1 保安林予定森林の所在場所
日光市明神字木戸ヶ沢2087から2090まで、字尾野入2101-1、2102、字屏風岩2103-1、2104
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字屏風岩2103-1（次の図に示す部分に限る。）所在の森林
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び日光市役所に備え置いて縦覧に供する。)

II

- 1 保安林予定森林の所在場所

日光市小代字西山1332から1334まで、1351、1352

- 2 指定の目的

土砂の流出の防備

- 3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字西山1334 (次の図に示す部分に限る。) 所在の森林

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び日光市役所に備え置いて縦覧に供する。)

III

- 1 保安林予定森林の所在場所

日光市下の内234、字前山212、214、232、233、235から242まで、243-1、244、245、248-1、字坂ノ上221-1、字出口228-1、229、231

- 2 指定の目的

土砂の流出の防備

- 3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字前山212・241 (以上2筆について次の図に示す部分に限る。) 所在の森林

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び日光市役所に備え置いて縦覧に供する。)

IV

- 1 保安林予定森林の所在場所

鹿沼市下日向字鶴ヶ峰1122、字山際1124、1125-1、1126-1、字石倉山1128から1131まで

- 2 指定の目的

土砂の流出の防備

- 3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字鶴ヶ峰1122・字山際1124・1125-1・字石倉山1128(以上4筆について次の図に示す部分に限る。)所在の森林

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び鹿沼市役所に備え置いて縦覧に供する。)

V

- 1 保安林予定森林の所在場所

日光市板橋字石羽2907

- 2 指定の目的

土砂の流出の防備

- 3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字石羽2907(次の図に示す部分に限る。)所在の森林

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び日光市役所に備え置いて縦覧に供する。)

VI

- 1 保安林予定森林の所在場所

日光市明神字田ノ入2131から2133まで、2146、2147、字鳥屋下2148、2156-1、2156-2、2157から2159まで、2160-1、2161から2165まで

- 2 指定の目的

土砂の流出の防備

- 3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字鳥屋下2163・2165(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)所在の森林

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び日光市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林整備課)

栃木県告示第313号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第2項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。以下同じ。）第54条の2第4項において準用する生活保護法第50条の2の規定により指定介護機関の名称等を次のとおり変更した旨の届出があったので、同法第55条の3の規定により告示する。

平成30 (2018) 年 6 月 8 日

栃木県知事 福 田 富 一

1 居宅介護事業者

変 更 年 月 日	居 宅 介 護 事 業 者		居 宅 介 護 事 業 所		居宅介護の 種 類
	名 称	主たる事務所の 所 在 地	名 称	所 在 地	
平 成 30 (2018) 年 4 月14日	株式会社ファーマ みらい	東京都世田谷区代 沢5-2-1	共創未来やまべ薬 局（やまべ薬局）	足 利 市 堀 込 町 2856-1	居宅療養管 理指導
平 成 30 (2018) 年 3 月21日	株式会社ファーマ みらい	東京都世田谷区代 沢5-2-1	共創未来みやまえ 薬局（みやまえ薬 局）	足 利 市 島 田 町 822 番地 7	居宅療養管 理指導
平 成 30 (2018) 年 4 月 1 日	株式会社ヴィーナ ス	栃木市本町10番 9 号	ナーシングプレイ ス時の縁（訪問看 護ステーション日 新）	栃木市大平町新 1521番地 5（栃木 市本町10番 9 号）	訪問看護
平 成 30 (2018) 年 4 月 1 日	社会福祉法人すぎ のこ会	栃木市岩舟町鷺巣 302番地 1	支援センターすぎ のこ	栃木市大平町西山 田1198番地（栃木 市岩舟町曲ヶ島 825番地 3）	訪問介護
平 成 30 (2018) 年 4 月13日	株式会社ファーマ みらい	東京都世田谷区代 沢5-2-1	共創未来小山薬局 （ひまわり薬局小 山店）	小 山 市 八 幡 町 2- 7-15	居宅療養管 理指導
平 成 29 (2017) 年 12月 1 日	株式会社ファーク ス	東京都千代田区神 田練堀町68番地 1 ムラタヤビル 2 階	ファークス薬局す まいる（すまいる 薬局）	那 須 塩 原 市 方 京 1-6-1	居宅療養管 理指導

(注) 表中の () 内は変更前のもの

2 介護予防事業者

変 更 年 月 日	介 護 予 防 事 業 者		介 護 予 防 事 業 所		介護予防の 種 類
	名 称	主たる事務所の 所 在 地	名 称	所 在 地	
平 成 30 (2018) 年 4 月14日	株式会社ファーマ みらい	東京都世田谷区代 沢5-2-1	共創未来やまべ薬 局（やまべ薬局）	足 利 市 堀 込 町 2856-1	介護予防居 宅療養管理 指導
平 成 30 (2018) 年 3 月21日	株式会社ファーマ みらい	東京都世田谷区代 沢5-2-1	共創未来みやまえ 薬局（みやまえ薬 局）	足 利 市 島 田 町 822 番地 7	介護予防居 宅療養管理 指導

平成30 (2018)年 4月1日	株式会社ヴィーナ ス	栃木市本町10番9 号	ナーシングプレイ ス時の縁（訪問看 護ステーション日 新）	栃木市大平町新 1521番地5（栃木 市本町10番9号）	介護予防訪 問看護
平成30 (2018)年 4月1日	社会福祉法人すぎ のこ会	栃木市岩舟町鶯巣 302番地1	支援センターすぎ のこ	栃木市大平町西山 田1198番地（栃木 市岩舟町曲ヶ島 825番地3）	介護予防訪 問介護
平成30 (2018)年 4月13日	株式会社ファーマ みらい	東京都世田谷区代 沢5-2-1	共創未来小山薬局 （ひまわり薬局小 山店）	小山市八幡町2- 7-15	介護予防居 宅療養管理 指導
平成29 (2017)年 12月1日	株式会社ファーク ス	東京都千代田区神 田練堀町68番地1 ムラタヤビル2階	ファークス薬局す まいる（すまいる 薬局）	那須塩原市方京 1-6-1	介護予防居 宅療養管理 指導

（注）表中の（ ）内は変更前のもの

栃木県告示第314号

次の指定介護機関から、生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第2項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。以下同じ。）第54条の2第4項において準用する生活保護法第50条の2の規定により指定介護機関の事業を廃止した旨の届出があったので、同法第55条の3の規定により告示する。

平成30（2018）年6月8日

栃木県知事 福田 富 一

1 介護老人保健施設

廃止年月日	名 称	所 在 地
平成30（2018）年 3月31日	佐野市介護老人保健施設あそヘルホス	佐野市田沼町1832番地1

2 居宅介護事業者

廃止 年月日	居 宅 介 護 事 業 者		居 宅 介 護 事 業 所		居宅介護の 種 類
	名 称	主たる事務所の 所在地	名 称	所 在 地	
平成30 (2018)年 3月31日	医療法人財団青葉 会	東京都世田谷区太 子堂二丁目15番2 号	訪問看護ステー ションあその郷	佐野市田沼町1832 番地1	訪問看護
平成30 (2018)年 3月31日	医療法人財団青葉 会	東京都世田谷区太 子堂二丁目15番2 号	医療法人財団青葉 会佐野市介護老人 保健施設あそヘル ホス	佐野市田沼町1832 番地1	通所リハビ リテーショ ン
平成30 (2018)年 3月31日	医療法人財団青葉 会	東京都世田谷区太 子堂二丁目15番2 号	医療法人財団青葉 会佐野市介護老人 保健施設あそヘル ホス	佐野市田沼町1832 番地1	短期入所療 養介護

平成 30 (2018) 年 3月31日	有限会社笑福	那須塩原市鍋掛 1476番地139	デイサービス遊民	那須塩原市鍋掛 1476番地139	通所介護
平成 30 (2018) 年 3月31日	社会福祉法人那須 塩原市社会福祉協 議会	那須塩原市南郷屋 五丁目163番地	那須塩原市社会福 祉協議会通所介護 事業所	那須塩原市南郷屋 五丁目163番地	通所介護

3 介護予防事業者

廃止 年月日	介護予防事業者		介護予防事業所		介護予防の 種類
	名称	主たる事務所の 所在地	名称	所在地	
平成 30 (2018) 年 3月31日	医療法人財団青葉 会	東京都世田谷区太 子堂二丁目15番 2 号	訪問看護ステー ションあその郷	佐野市田沼町1832 番地 1	介護予防訪 問看護
平成 30 (2018) 年 3月31日	医療法人財団青葉 会	東京都世田谷区太 子堂二丁目15番 2 号	医療法人財団青葉 会佐野市介護老人 保健施設あそヘル ホス	佐野市田沼町1832 番地 1	介護予防通 所リハビリ テーション
平成 30 (2018) 年 3月31日	医療法人財団青葉 会	東京都世田谷区太 子堂二丁目15番 2 号	医療法人財団青葉 会佐野市介護老人 保健施設あそヘル ホス	佐野市田沼町1832 番地 1	介護予防短 期入所療養 介護
平成 30 (2018) 年 3月31日	有限会社笑福	那須塩原市鍋掛 1476番地139	デイサービス遊民	那須塩原市鍋掛 1476番地139	介護予防通 所介護
平成 30 (2018) 年 3月31日	社会福祉法人那須 塩原市社会福祉協 議会	那須塩原市南郷屋 五丁目163番地	那須塩原市社会福 祉協議会通所介護 事業所	那須塩原市南郷屋 五丁目163番地	介護予防通 所介護

(保健福祉課)

栃木県告示第315号

次の事業の土地改良事業計画を定めたので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第5項の規定により公告する。

なお、同法第87条第5項の規定により、土地改良事業計画書の写しを所轄農業振興事務所において縦覧に供する。

この公告に係る決定については、所轄農業振興事務所を経由して、栃木県知事に同法第87条第6項の審査請求をすることができる。

平成30 (2018) 年 6 月 8 日

栃木県知事 福 田 富 一

事業名	縦覧期間	審査請求期限	所轄農業振興事務所
県営刈沼川地区土地改良（区画整理）事業	平成30 (2018) 年 6 月 11日から同年 7 月 6 日まで	平成30 (2018) 年 7 月 23日	河内農業振興事務所

栃木県告示第316号

次の事業の土地改良事業計画を変更したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告する。

なお、同法第88条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、変更後の土地改良事業計画書の写しを所轄農業振興事務所において縦覧に供する。

この公告に係る決定については、所轄農業振興事務所を経由して、栃木県知事に同法第88条第6項において準用する同法第87条第6項の審査請求をすることができる。

平成30（2018）年6月8日

栃木県知事 福田 富一

事業名	縦覧期間	審査請求期限	所轄農業振興事務所
県営西前原地区土地改良（農業用排水施設）事業	平成30（2018）年6月11日から同年7月6日まで	平成30（2018）年7月23日	下都賀農業振興事務所

（農地整備課）

栃木県告示第317号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成30（2018）年6月8日から同年7月9日まで一般の縦覧に供する。

平成30（2018）年6月8日

栃木県知事 福田 富一

I

道路の種類 一般国道

路線名 121号

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 （メートル）	延長 （メートル）	備考
/	前	日光市中三依1281-3 から 日光市中三依1281-1 まで	7.3～11.3	88.4	
	後	日光市中三依1281-3 から 日光市中三依1281-1 まで	7.3～28.9	88.4	

II

道路の種類 一般国道

路線名 352号

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 （メートル）	延長 （メートル）	備考
/	前	日光市中三依1281-3 から 日光市中三依1281-1 まで	7.3～11.3	88.4	
	後	日光市中三依1281-3 から 日光市中三依1281-1 まで	7.3～28.9	88.4	

栃木県告示第318号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成30（2018）年6月8日から同年7月9日まで

一般の縦覧に供する。

平成30 (2018) 年 6 月 8 日

栃木県知事 福 田 富 一

整理番号	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
	一般国道 121 号	日光市中三依1281-3 から 日光市中三依1281-1 まで	平成30 (2018) 年 6 月 8 日
15	主 要 地 方 道 鹿 沼 足 尾 線	鹿沼市下南摩町308から 鹿沼市下南摩町275-2 まで	平成30 (2018) 年 6 月 8 日
34	主 要 地 方 道 黒 磯 黒 羽 線	那須塩原市鍋掛字清川添1750-1 から 大田原市寒井字矢組1917-10まで	平成30 (2018) 年 6 月 8 日

(道路保全課)

公 告

○特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る同項に規定する書類は、栃木県県民生活部県民文化課において縦覧に供する。

平成30 (2018) 年 6 月 8 日

栃木県知事 福 田 富 一

申請のあった年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的	縦覧期限
平成30 (2018)年 5月28日	特定非営利活動法人RE-JAPAN	澁谷 勝淑	長野県北安曇郡白馬村 大字神城24392番地1 (変更後) 栃木県那須烏山市下境 1065-2	この法人は、空き家・遊休施設・古民家の再生有効利用に関する事業を通じて、国内及び海外に対するわが国の伝統文化の情報発信、地域コミュニティの保全育成、国際交流及び災害復興支援への貢献を通じて公共の福祉に寄与することを目的とする。	平成30 (2018)年 6月27日

(県民文化課)

○平成30 (2018) 年度栃木県立衛生福祉大学校入学試験の実施

栃木県立衛生福祉大学校の一般入学試験及び推薦入学試験を次のとおり実施するので、栃木県立衛生福祉大学校規則（昭和59年栃木県規則第15号）第7条第4項の規定により公告する。

平成30 (2018) 年 6 月 8 日

栃木県知事 福 田 富 一

1 募集人員、修業年限及び受験資格

学 部 学 科	募 集 人 員	修 業 年 限	受 験 資 格

保健看護学部	保健学科	30	1	保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第21条各号に定める看護師国家試験の受験資格を有する者（平成31（2019）年3月までに同国家試験の受験資格を有することとなる者を含む。）	
	看護学科本科	80	3	学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条第1項に定める大学入学資格を有する者（平成31（2019）年3月までに高等学校又は中等教育学校を卒業する見込みの者を含む。以下同じ。）	
	看護学科 専科	昼間課程	40	2	1 保健師助産師看護師法第8条に定める准看護師の免許を有する者で、3年以上当該免許に係る業務に従事した者 2 学校教育法第90条第1項に定める大学入学資格を有する者で、保健師助産師看護師法第8条に定める准看護師の免許を有する者（免許取得見込みの者を含む。）
		夜間課程	40	3	
歯科技術学部	歯科衛生学科	30	3	学校教育法第90条第1項に定める大学入学資格を有する者	
	歯科技工学科	15	2		
臨床検査学部	臨床検査学科	20	3	学校教育法第90条第1項に定める大学入学資格を有する者	

（注） 募集人員は、一般入学及び推薦入学の合計人数である。

2 一般入学試験

(1) 出願手続

次の書類を栃木県立衛生福祉大学校に提出すること。

ア 入学願書（栃木県立衛生福祉大学校所定の様式による。）

イ 履歴書（ 同 上 ）

ウ 資格証明書等

学部学科		資格証明書等
保健看護学部	保健学科	1 看護師国家試験の受験資格を有することを証する書類（看護師学校養成所の卒業証明書又は卒業見込証明書その他受験資格を有することを証する書類） 2 看護師学校養成所の成績証明書
	看護学科本科	1 大学入学資格を有することを証する書類 2 高等学校又は中等教育学校の調査書
	看護学科専科	1 受験資格1に該当する者 (1) 准看護師の免許証の写し (2) 施設長の発行する就業証明書 (3) 准看護師学校養成所の成績証明書 2 受験資格2に該当する者 (1) 高等学校衛生看護科卒業生（平成31（2019）年3月卒業見込みの者を含む。）は卒業証明書（卒業見込みの者を除く。）、調査書及び准看護師の免許証の写し（免許取得見込みの者は取得後提出）

部		(2) 上記以外の者 ア 准看護師の免許証の写し (免許取得見込みの者は取得後提出) イ 大学入学資格を有することを証する書類 ウ 准看護師学校養成所の成績証明書
歯科技術学部	歯科衛生学科	1 大学入学資格を有することを証する書類 2 高等学校又は中等教育学校の調査書
	歯科技工学科	
臨床検査学部	臨床検査学科	1 大学入学資格を有することを証する書類 2 高等学校又は中等教育学校の調査書

エ 受験票 (栃木県立衛生福祉大学校所定の様式による。)

オ 写真 2 枚 (出願前 6 か月以内に撮影した上半身正面向き、脱帽の縦40mm、横30mmのもの)

カ 入学試験料

4,400円 (入学願書の所定欄に4,400円分の栃木県収入証紙を貼り、消印はしないこと。)

キ 受験票交付用封筒 (栃木県立衛生福祉大学校所定の封筒又は長形 3 号封筒 (縦235mm、横120mm) による。)

住所、氏名及び郵便番号を記入し、242円分の切手を貼ること。

※ 入学願書請求方法

郵送を希望する場合は、250円分の切手を貼った返信用封筒 (角形 2 号封筒 (縦332mm、横240mm) に本人の住所、氏名及び郵便番号を明記) を同封の上、(3)願書の受付場所へ請求すること。

なお、栃木県立衛生福祉大学校のホームページから入学願書等をダウンロードできる。この場合、「入学願書」と「履歴書」は両面印刷をすること。

[栃木県立衛生福祉大学校](http://www.pref.tochigi.lg.jp/e61/)

検索

(<http://www.pref.tochigi.lg.jp/e61/>)

(2) 願書の受付期間

学 部 学 科		受 付 期 間		備 考
		開 始	終 了	
保健看護学部	保健学科	平成30 (2018) 年 11月26日 (月)	平成30 (2018) 年 12月 4 日 (火)	土曜日、日曜日、祝日を除く 午前 9 時から正午まで及び午後 1時から午後 5 時まで受け付け る。 ただし、郵送による場合は書 留郵便等発送記録の残る手段と し、受付終了日の消印があるも のまで受け付ける。
	看護学科本科			
	看護学科専科			
歯科技術学部	歯科衛生学科	平成30 (2018) 年 12月10日 (月)	平成30 (2018) 年 12月19日 (水)	
	歯科技工学科			
臨床検査学部	臨床検査学科	平成30 (2018) 年 12月10日 (月)	平成30 (2018) 年 12月19日 (水)	

(3) 願書の受付場所

〒320-0834 宇都宮市陽南 4 丁目 2 番 1 号

栃木県立衛生福祉大学校学生課 電話 028 (645) 9227

(4) 受験票の交付

出願書類が完備している者には、郵送により受験票を交付する。

(5) 試験期日

学 部 学 科		第 一 次 試 験		第 二 次 試 験
		筆 記	面 接	面 接
保健看護学部	保健学科	平成31(2019)年 1月10日(木)		平成31(2019)年 2月1日(金)
	看護学科本科	平成31(2019)年 1月8日(火)		平成31(2019)年 1月30日(水)
	看護学科専科	平成31(2019)年 1月9日(水)		平成31(2019)年 1月31日(木)
歯科技術学部	歯科衛生学科	平成31(2019)年 1月23日(水)	平成31(2019)年 1月23日(水)	
	歯科技工学科	平成31(2019)年 1月22日(火) (実技試験を含む。)	平成31(2019)年 1月22日(火)	
臨床検査学部	臨床検査学科	平成31(2019)年 1月24日(木)		平成31(2019)年 2月18日(月)

(注) 第二次試験は、第一次試験合格者のみ実施する。

(6) 試験場所

宇都宮市陽南4丁目2番1号
栃木県立衛生福祉大学校

(7) 試験方法

学 部 学 科		第 一 次 試 験				第二次試験
		筆 記 試 験 科 目	試験時間	配 点	面接	
保 健 看 護 学 部	保 健 学 科	1 小論文	60分	100点		面接 (第一次試験合格者)
		2 看護学	60分	100点		
	看護学科本科	1 国語[国語総合(古文・漢文を除く。)]	50分	100点	面接 (第一次試験合格者)	
	2 数学[数学Ⅰ・数学A]	50分	100点			
	3 外国語[コミュニケーション英語Ⅰ・コミュニケーション英語Ⅱ]	50分	100点			
	看護学科専科	1 国語	50分	100点	面接 (第一次試験合格者)	
		2 数学	50分	100点		
歯 科 技 術 学 部	歯科衛生学科	1 国語[国語総合(古文・漢文を除く。)]	50分	100点	面接	
		2 外国語[コミュニケーション英語Ⅰ]	50分	100点		
	歯科技工学科	1 国語[国語総合(古文・漢文を除く。)]	50分	100点	面接	
		2 数学[数学Ⅰ(図形と計量を除く。)]	50分	100点		
		3 実技試験=石膏彫刻	30分	100点		
臨 床 検 査 学 部	臨床検査学科	1 数学[数学Ⅰ・数学Ⅱ]	60分	100点	面接 (第一次試験合格者)	
		2 理科[生物基礎、化学基礎、物理基礎のうち、いずれか2科目選択]	100分	200点		
		3 外国語[コミュニケーション英語Ⅰ・コミュニケーション英語Ⅱ]	60分	100点		

(8) 合格発表

発表日及び発表方法

学 部	学 科	第 一 次 試 験	第 二 次 試 験	発 表 方 法
保健看護学部	保健学科	平成31 (2019) 年 1月25日 (金)	平成31 (2019) 年 2月14日 (木)	栃木県立衛生福祉大 学校正門掲示板に午前 9時に合格者の受験番 号を掲示するほか、合 格者に通知する。 なお、合格者の受験 番号は栃木県立衛生福 祉大学のホームペー ジにも掲載する。
	看護学科本科			
	看護学科専科			
歯科技術学部	歯科衛生学科	平成31 (2019) 年 2月8日 (金)		
	歯科技工学科			
臨床検査学部	臨床検査学科	平成31 (2019) 年 2月12日 (火)	平成31 (2019) 年 3月1日 (金)	

(注) 歯科技術学部は、第一次試験合格が入学試験合格となる。

(9) 試験結果の簡易開示

一般入学試験の筆記試験の科目別得点については、口頭で開示請求をすることができる。受験者本人が受験票を持参の上、土曜日、日曜日、祝日を除く午前9時から午後5時までに栃木県立衛生福祉大学にて開示請求をすること。

試 験 の 区 分	開 示 請 求 可 能 な 人	開 示 期 間
第 一 次 試 験	保健看護学部不合格者	第一次試験合格者発表の日から1か月間
	歯科技術学部受験者	
	臨床検査学部不合格者	
第 二 次 試 験	受験者	第二次試験合格者発表の日から1か月間

3 推薦入学試験

推薦入学試験を実施する学科は、保健看護学部保健学科・看護学科本科・看護学科専科（昼間課程）、歯科技術学部歯科衛生学科・歯科技工学科とする。

(1) 出願資格

学 部	学 科	出 願 資 格
保健看護学部	保健学科	栃木県内に所在する看護師学校養成所を平成31 (2019) 年3月までに卒業する見込みの者で、当該看護師学校養成所長の推薦を得た者
	看護学科本科	栃木県内に所在する高等学校又は中等教育学校を平成31 (2019) 年3月までに卒業する見込みの者で、当該学校長の推薦を得た者
	看護学科専科 (昼間課程)	栃木県内に所在する准看護師学校養成所を平成31 (2019) 年3月までに卒業する見込みの者（学校教育法第90条第1項に定める大学入学資格を有する者に限る。）で、当該准看護師学校養成所長の推薦を得た者
歯科技術学部	歯科衛生学科	栃木県内に所在する高等学校又は中等教育学校を平成31 (2019) 年3月までに卒業する見込みの者で、当該学校長の推薦を得た者
	歯科技工学科	

(2) 出願手続

次の書類を栃木県立衛生福祉大学に提出すること。

ア 入学願書（栃木県立衛生福祉大学所定の用紙による。）

イ 履歴書（ 同 上 ）

ウ 調査書等

(ア) 高等学校長又は中等教育学校推薦の者にあつては、学校の調査書

- (イ) 看護師学校養成所長推薦の者にあつては、看護師学校養成所の成績証明書及び卒業見込証明書
- (ウ) 准看護師学校養成所長推薦の者にあつては、准看護師学校養成所の成績証明書及び高等学校の卒業証明書又は学校教育法第90条第1項に定める大学入学資格を有する者であることを証明する書類
- エ 推薦書(栃木県立衛生福祉大学校所定の用紙による。)
- オ 受験票(栃木県立衛生福祉大学校所定の用紙による。)
- カ 写真 2枚(出願前6か月以内に撮影した上半身正面向き、脱帽の縦40mm、横30mmのもの)
- キ 入学試験料
4,400円(入学願書の所定欄に4,400円分の栃木県収入証紙を貼り、消印はしないこと。)
- ク 受験票交付用封筒(栃木県立衛生福祉大学校所定の封筒による。)
住所、氏名及び郵便番号を記入し、242円分の切手を貼ること。

※ 入学願書提出方法

入学願書は、栃木県内に所在する各高等学校、中等教育学校及び看護師学校養成所、准看護師学校養成所に送付するので、学校ごとにまとめて、(4)願書の受付場所へ提出すること。

(3) 願書の受付期間

平成30(2018)年9月25日(火)から同年10月1日(月)までとし、土曜日、日曜日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで受け付ける。ただし、郵送による場合は書留郵便等発送記録の残る手段とし、受付最終日の消印があるものまで受け付ける。

(4) 願書の受付場所

〒320-0834 宇都宮市陽南4丁目2番1号
栃木県立衛生福祉大学校学生課 電話 028(645)9227

(5) 受験票の交付

出願書類が完備している者には、郵送により受験票を交付する。

(6) 試験期日、試験場所及び試験方法

学 部	学 科	試 験 期 日	試 験 場 所	試 験 方 法
保健看護学部	保 健 学 科	平成30(2018)年 10月24日(水)	宇都宮市陽南4丁目2番1号 栃木県立衛生福祉大学校	小論文及び面接
	看護学科本科	平成30(2018)年 10月10日(水)		
	看護学科専科 (昼間課程)	平成30(2018)年 10月17日(水)		
歯科技術学部	歯科衛生学科	平成30(2018)年 10月16日(火)		小論文、面接及び 石膏彫刻
	歯科技工学科	平成30(2018)年 10月17日(水)		

(7) 合格発表

発表日及び発表方法

学 部	学 科	発 表 期 日	発 表 方 法
保健看護学部	保 健 学 科	平成30(2018)年 11月13日(火)	合格者には、推薦した学校長及び看護師学校養成所長、准看護師学校養成所長を通じて、本人に文書で通知する。
	看 護 学 科 本 科	平成30(2018)年 11月1日(木)	
	看護学科専科(昼間課程)	平成30(2018)年 11月7日(水)	

歯科技術学部	歯科衛生学科	平成30 (2018) 年 11月1日 (木)
	歯科技工学科	

※ 推薦入学試験で不合格となった者は、一般入学試験に応募することができる。

4 入学科及び授業料 (平成30 (2018) 年度の状況)

学 部	学 科	入 学 料	授 業 料 (年 額)	
保 健 看 護 学 部	保 健 学 科	10,000円	212,400円	
	看 護 学 科 本 科	10,000円	212,400円	
	看 護 学 科 専 科	昼間課程	10,000円	212,400円
		夜間課程	5,000円	106,200円
歯 科 技 術 学 部	歯 科 衛 生 学 科	10,000円	212,400円	
	歯 科 技 工 学 科	16,000円	424,800円	
臨 床 検 査 学 部	臨 床 検 査 学 科	16,000円	424,800円	

5 卒業後の資格の取得

学 部	学 科	資 格 免 許
保 健 看 護 学 部	保 健 学 科	保健師国家試験の受験資格が得られる。 なお、保健師国家試験に合格し、保健師免許取得後、申請により衛生管理者免許が得られる。
	看 護 学 科	看護師国家試験の受験資格及び保健師・助産師学校養成所の受験資格が得られる。
歯 科 技 術 学 部	歯 科 衛 生 学 科	歯科衛生士国家試験の受験資格が得られる。
	歯 科 技 工 学 科	歯科技工士国家試験の受験資格が得られる。
臨 床 検 査 学 部	臨 床 検 査 学 科	臨床検査技師国家試験の受験資格が得られる。

○平成30 (2018) 年度栃木県県南高等看護専門学院入学試験の実施

栃木県県南高等看護専門学院の一般入学試験及び推薦入学試験を次のとおり実施するので、栃木県県南高等看護専門学院学則 (昭和50年栃木県規則第72号) 第7条第4項の規定により公告する。

平成30 (2018) 年 6 月 8 日

栃木県知事 福 田 富 一

1 募集人員、修業年限及び受験資格

(1) 募集人員

看護学科本科 40名 (一般入試及び推薦入試の合計人数)

(2) 修業年限

3年

(3) 受験資格

学校教育法 (昭和22年法律第26号) 第90条第1項に定める大学入学資格を有する者 (平成31 (2019) 年3月までに高等学校又は中等教育学校を卒業する見込みの者を含む。)

2 一般入学試験

(1) 出願手続

次の書類を栃木県県南高等看護専門学院に提出すること。

ア 入学願書 (本学院所定の様式による。)

イ 履歴書 (同 上)

ウ 資格証明書等

(ア) 大学入学資格を有することを証する書類

(イ) 高等学校又は中等教育学校の調査書

エ 受験票(本学院所定の様式による。)

オ 写真 2枚(出願前6か月以内に撮影した上半身正面向き、脱帽の縦40mm、横30mmのもの)

カ 入学試験料

4,400円(入学願書の所定欄に4,400円分の栃木県収入証紙を貼り、消印はしないこと。)

キ 受験票交付用封筒(本学院所定の封筒又は長形3号封筒(縦235mm、横120mm)による。)

住所、氏名及び郵便番号を記入し、242円分の切手を貼ること。

※ 入学願書請求方法

郵送を希望する場合は、205円分の切手を貼った返信用封筒(角形2号封筒(縦332mm、横240mm)に本人の住所、氏名及び郵便番号を明記)を同封の上、(3)願書の受付場所へ請求すること。

なお、本学院のホームページから入学願書等をダウンロードできる。この場合、「入学願書」と「履歴書」は両面印刷をすること。

(<http://www.pref.tochigi.lg.jp/e62/>)

(2) 願書の受付期間

平成30(2018)年11月26日(月)から同年12月4日(火)までとし、土曜日、日曜日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで受け付ける。ただし、郵送による場合は書留郵便とし、受付最終日の消印があるものまで受け付ける。

(3) 願書の受付場所

〒328-0007 栃木市大塚町1258番地4

栃木県県南高等看護専門学院総務課 電話 0282(27)7888

(4) 受験票の交付

出願書類が完備している者には、郵送により受験票を交付する。

(5) 試験期日

ア 第一次試験 平成31(2019)年1月8日(火)

イ 第二次試験 平成31(2019)年1月30日(水)

(注) 第二次試験は、第一次試験合格者のみ実施する。

(6) 試験場所

栃木市大塚町1258番地4

栃木県県南高等看護専門学院

(7) 試験方法

ア 第一次試験 筆記試験

試 験 科 目	試 験 時 間	配 点
1 国語[国語総合(古文・漢文を除く。)]	50分	100点
2 数学[数学Ⅰ・数学A]	50分	100点
3 外国語[コミュニケーション英語Ⅰ・コミュニケーション英語Ⅱ]	50分	100点

イ 第二次試験 面接試験

(8) 合格発表

ア 第一次試験 平成31(2019)年1月25日(金)

イ 第二次試験 平成31(2019)年2月14日(木)

なお、第一次試験及び第二次試験の合格発表については、それぞれ午前9時に栃木県県南高等看護専門学院学生玄関(学院東側)に合格者の受験番号を掲示するほか、合格者に通知する。合格者の受験番号は、本学院のホームページにも午前11時頃に掲載する。

(9) 試験結果の簡易開示

一般入学試験の筆記試験の科目別得点については、口頭で開示請求することができる。受験者本人が受験票を持参の上、土曜日、日曜日、祝日を除く午前9時から午後5時までに栃木県県南高等看護専門学院にて開示請求をすること。

開 示 請 求 で き る 人	開 示 期 間
第一次試験不合格者	第一次試験合格者発表の日から1か月間
第二次試験受験者	第二次試験合格者発表の日から1か月間

3 推薦入学試験

(1) 出願資格

栃木県内に所在する高等学校を平成31 (2019) 年3月までに卒業する見込みの者で、当該学校長の推薦を得た者(平成31 (2019) 年3月までに中等教育学校を卒業する見込みの者を含む。)

(2) 出願手続

次の書類を栃木県県南高等看護専門学院に提出すること。

ア 入学願書(本学院所定の用紙による。)

イ 履歴書(同 上)

ウ 高等学校又は中等教育学校の調査書

エ 推薦書(本学院所定の用紙による。)

オ 受験票(同 上)

カ 写真 2枚(出願前6か月以内に撮影した上半身正面向き、脱帽の縦40mm、横30mmのもの)

キ 入学試験料

4,400円(入学願書の所定欄に4,400円分の栃木県収入証紙を貼り、消印はしないこと。)

ク 受験票交付用封筒(本学院所定の封筒による。)

住所、氏名及び郵便番号を記入し、242円分の切手を貼ること。

※ 入学願書提出方法

入学願書は、栃木県内に所在する各高等学校及び中等教育学校に送付するので、学校ごとにまとめて、(4)願書の受付場所へ提出すること。

(3) 願書の受付期間

平成30 (2018) 年9月25日(火)から同年10月1日(月)までとし、土曜日、日曜日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで受け付ける。ただし、郵送による場合は書留郵便とし、受付最終日の消印があるものまで受け付ける。

(4) 願書の受付場所

〒328-0007 栃木市大塚町1258番地4

栃木県県南高等看護専門学院総務課 電話 0282 (27) 7888

(5) 受験票の交付

出願書類が完備している者には、郵送により受験票を交付する。

(6) 試験期日

平成30 (2018) 年10月10日(水)

(7) 試験場所

栃木市大塚町1258番地4

栃木県県南高等看護専門学院

(8) 試験方法

小論文及び面接試験

(9) 合格発表

平成30 (2018) 年11月1日(木)

合格者には、推薦した高等学校長又は中等教育学校長を通じて、本人に文書で通知する。

※ 推薦入学試験で不合格となった者は、一般入学試験に応募することができる。

4 入学科及び授業料(平成30 (2018) 年度)

- (1) 入学科 10,000円
- (2) 授業料(年額) 212,400円

5 卒業後の資格の取得

看護師国家試験の受験資格及び保健師・助産師学校養成所の受験資格が得られる。

(医療政策課)

○土地改良区役員の退就任

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区の役員について退任及び就任の届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成30(2018)年6月8日

栃木県知事 福田 富一

土地改良区名	役職名	退任役員氏名	就任役員氏名	住所	退任年月日	就任年月日
上河内土地改良区	理事	大木 清茂		宇都宮市上小倉町1729-1	平成30(2018).3.31	
	〃	長嶋 良道	長嶋 良道	〃 〃 1381	〃	平成30(2018).4.1
	〃	横塚 義徳	横塚 義徳	〃 中里町1575	〃	〃
	〃	塩井 正博	塩井 正博	〃 上小倉町1954	〃	〃
	〃	篠原 文男	篠原 文男	〃 上田町730-1	〃	〃
	〃	佐藤 賢市	佐藤 賢市	〃 芦沼町2585	〃	〃
	〃	柿沼 英夫	柿沼 英夫	〃 〃 2341-1	〃	〃
	〃	齋藤 幹雄	齋藤 幹雄	〃 上田原町1801	〃	〃
	〃	齋藤 一郎	齋藤 一郎	〃 冬室町459	〃	〃
	〃	若色 一巳	若色 一巳	〃 金田町628	〃	〃
	〃	藤江 政夫	藤江 政夫	〃 上田町274	〃	〃
	〃		江連 和孝	〃 上小倉町992		〃
	監事	生出 信夫	生出 信夫	〃 免ノ内町258	平成30(2018).3.31	〃
	〃	江連 武	江連 武	〃 上小倉町1402	〃	〃
〃	柿沼 建一	柿沼 建一	〃 上田町252-2	〃	〃	
思川西部土地改良区	理事	山野井 洋		小山市大字白鳥629-2	平成30(2018).3.31	
	〃		石川 正喜	〃 〃 1305		平成30(2018).4.1

(農地整備課)

○建設業者の監督処分

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定による処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定により次のとおり公告する。

平成30（2018）年6月8日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 処分をした年月日
平成30（2018）年5月31日
- 2 処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
株式会社開沼園芸
栃木県河内郡上三川町上蒲生514番地
代表取締役 開沼 茂樹
栃木県知事許可（般-26）第24548号
- 3 処分の内容
建設業法第29条第1項の規定による許可の取消し
- 4 処分の原因となった事実
株式会社開沼園芸の役員が、廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反により、平成30（2018）年3月6日、宇都宮地方裁判所において、懲役1年6月、執行猶予3年の判決を受け、これが確定したこと（建設業法第29条第1項第2号該当）。

（監理課）

○都市計画の変更の案の縦覧等

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更しようとするので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の変更の案を縦覧に供する。

なお、同法第21条第2項において準用する同法第17条第2項の規定により、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成30（2018）年6月8日

栃木県知事 福 田 富 一

- I
 - 1 都市計画の種類及び名称
大田原都市計画道路3・3・5号国道4号線
 - 2 都市計画を定める土地の区域
変更する部分
大田原市上石上、下石上及び薄葉の各一部
 - 3 縦覧場所
栃木県県土整備部都市計画課、栃木県大田原土木事務所企画調査部企画調査課及び大田原市建設部都市計画課
 - 4 縦覧期間
平成30（2018）年6月8日から同月22日まで
- II
 - 1 都市計画の種類及び名称
矢板都市計画道路3・3・5号宇都宮陸羽線
 - 2 都市計画を定める土地の区域
変更する部分
矢板市針生、土屋及び山田の各一部
 - 3 縦覧場所
栃木県県土整備部都市計画課、栃木県矢板土木事務所企画調査部企画調査課及び矢板市経済建設部都市

整備課

4 縦覧期間

平成30（2018）年6月8日から同月22日まで

○都市計画決定図書の写しの縦覧

宇都宮市が都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項の規定により平成30（2018）年5月31日に決定した、宇都宮都市計画地区計画（細谷宝木地区地区計画）の関係図書の写しを同法第20条第2項の規定により、栃木県県土整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成30（2018）年6月8日

栃木県知事 福田 富一
(都市計画課)**公 安 委 員 会**

栃木県公安委員会告示第25号

暴力追放運動推進センターに関する規則（平成3年国家公安委員会規則第7号）第3条第1項の規定により公益財団法人栃木県暴力追放県民センターから変更の届出があったので、同条第2項の規定により次のとおり公示する。

平成30（2018）年6月8日

栃木県公安委員会委員長 白 井 佳 子

変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変更の年月日
代表者の氏名	理事長 菊 池 功	理事長 村 上 芳 弘	平成30（2018）年 5月28日

正 誤

発行番号	ページ	行	正	誤
第2989号	452	29及び33	栃木市泉川町35まで	佐野市泉川町35まで